

## 米子市マンション管理計画認定等事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）に基づく管理計画の認定等の事務の取扱いに関し、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理計画 法第5条の3第1項に規定する管理計画をいう。
- (2) 認定管理者等 法第5条の5に規定する認定管理者等をいう。
- (3) 認定管理計画 法第5条の8に規定する認定管理計画をいう。
- (4) 管理計画認定マンション 法第5条の8に規定する管理計画認定マンションをいう。
- (5) 事前確認 法第5条の3第1項の認定の申請を行おうとする管理計画が法第5条の4各号に掲げる基準（同条第4号に掲げる基準にあっては、法第3条第2項第3号に規定するマンション管理適正化指針に掲げる事項に限る。以下「基準」という。）に適合しているかどうかについて、公益財団法人マンション管理センター（以下「センター」という。）が当該認定の申請の前に実施する確認をいう。

### (認定の申請)

第3条 法第5条の3の規定による管理計画の認定の申請は、管理計画認定手続支援サービス（事前確認及び管理計画の認定に係る手続を処理するため、センターが電子計算システム（電子計算機等により、定められた一連の処理手順に従って自動的にデータを処理するシステムをいう。）により提供するサービスをいう。）を用いて、施行規則別記様式第1号及び施行規則第1条の2第1項各号に掲げる書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録する方法により行うものとする。

2 施行規則第1条の2第1項に規定する市長が必要と認める書類は、事前確認適合証（事前確認により基準に適合することを確認することができた場合に、センターが発行する書面をいう。）とする。

### (認定)

第4条 市長は、前条第1項の申請があった場合において、当該申請に係る管理計画が基準に適合すると認めるときは、当該管理計画について法第5条の4の認定をするものとする。

2 市長は、前項の認定をしたときは、施行規則別記様式第1号の2により、その旨を認定

管理者等に通知するものとする。

(認定の更新の申請)

第5条 法第5条の6第1項の認定の更新の申請については、第3条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「別記様式第1号」とあるのは、「別記様式第1号の3」と読み替えるものとする。

(認定の更新)

第6条 法第5条の6第1項の認定の更新については、第4条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「別記様式第1号の2」とあるのは、「別記様式第1号の4」と読み替えるものとする。

(軽微な変更)

第7条 認定管理者等は、施行規則第1条の9の各号に掲げる軽微な変更をしようとするときは、認定管理計画の軽微変更届出書（別記様式第1号）に、当該変更しようとする内容を確認することができる資料を添付して、これらを市長に提出するものとする。

(変更の認定の申請)

第8条 認定管理者等は、法第5条の7第1項の変更の認定の申請をしようとするときは、施行規則別記様式第1号の5に施行規則第1条の2第1項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付して、これらを市長に提出するものとする。

(変更の認定)

第9条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る変更後の管理計画が基準に適合すると認めるときは、当該管理計画の変更について法第5条の7第1項の認定をするものとする。

2 市長は、前項の認定をしたときは、施行規則別記様式第1号の6により、その旨を認定管理者等に通知するものとする。

(認定しない旨の通知)

第10条 市長は、第3条第1項（第5条において読み替えて準用する場合を含む。）の申請に係る管理計画又は第8条の申請に係る変更後の管理計画が基準に適合しないと認めるときは、マンション管理計画不認定通知書（別記様式第2号）によりその旨及びその理由を申請者に通知するものとする。

(管理の取りやめ)

第11条 認定管理者等は、管理計画認定マンションの管理を取りやめようとするときは、管理計画認定マンション管理中止申出書（別記様式第3号）を市長に提出するものとする。

(管理の状況の報告)

第12条 法第5条の8の規定による管理計画認定マンションの管理の状況についての報告の求めは、別記様式第4号により行うものとする。

2 前項の求めに対する報告は、管理計画認定マンション管理状況報告書（別記様式第5号）により行うものとする。

(改善命令)

第13条 法第5条の9の規定による命令は、改善命令書（別記様式第6号）により行うものとする。

(認定の取消しの通知)

第14条 法第5条の10第2項の規定による通知は、管理計画認定取消通知書（別記様式第7号）により行うものとする。

(認定管理計画の公表)

第15条 市長は、認定管理者等が認定管理計画を公表することに同意しているときは、センターと連携して、当該認定管理計画に係るマンションの名称及び所在地並びに市が付与する認定コードその他当該認定管理計画に係る情報を公表することができる。

(規定外事項)

第16条 この要綱に定めるもののほか、法に基づく管理計画の認定等の事務の取扱いに關し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。